

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長岡市長 磯田 達伸

市町村名 (市町村コード)	長岡市 (152021)	
地域名 (地域内農業集落名)	本山 (引岡、円上寺、吉、京ヶ入、戸崎、大地、弁才天、法崎、本山、箕輪、下曾根、蛇塚、川崎、中曾根、当新田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月19日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地区全体においては、耕作面積の3分の2を認定農業者が占めている。本山西地区においては、50～70代が中心であり、圃場条件が悪い山間地も含む。本山東地区においては、圃場整備事業が完了している地域を含んでおり、法人への農地集積が5割を超えている。水稲が主であるが、一部地域では、大豆、麦、枝豆等も作付している。特に山間部の地域では、耕作者の高齢化が顕著であり、今後の担い手確保等課題がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

離農者が出た場合には、近隣の耕作者や地域内で引き受ける。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	341.00 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	341.00 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
リタイヤする農家等からの農地の引き受けにあたっては、近隣農家や地域内で対応していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
リタイヤする農家等からの農地の引き受けにあたっては、農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
潟地区について、圃場整備事業は完了済み。大地集落、引岡集落においては、大型機械が使えない、改修しても数年で元に戻ってしまうなどの問題があるため、再度の農地の改修が課題。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				